

○通行禁止道路の通行許可事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 7 月 27 日岡規第 225 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 1 月 18 日岡規第 20 号 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、通行禁止道路の通行許可事務取扱要領を別添のとおり定め、平成 19 年 8 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、通行禁止道路の通行許可事務取扱要領の制定について(通達)(平成 17 年 3 月 11 日岡規第 74 号例規)は、廃止する。

別添

通行禁止道路の通行許可事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 8 条第 2 項に規定する通行禁止場所の通行の許可(以下「許可」という。)の取扱いに関して必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第 2 許可の対象

許可は、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 6 条各号に掲げる理由及び岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号。以下「細則」という。)第 4 条の 3 第 1 項に規定する事情のあるときに行うものとする。

第 3 許可申請書の受理等

1 許可申請者

許可申請者は、個人の場合は許可を受けようとする許可対象車両の運転者又はその委託を受けた者と、事業所等の場合はその代表者又はこれらの委託を受けた者とする。

2 許可申請の受理

(1) 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)第 5 条に規定する通行禁止道路通行許可申請書(規則に規定する様式第 1 の 3。以下「申請書」という。)は、通行しようとする場所を管轄する警察署又は交通部高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)において受理するものとする。

(2) 通行しようとする場所が 2 以上の警察署等の管轄に及ぶ場合における申請で、次に掲げる場合に該当する場合は、申請を受理した警察署長又は高速道路交通警察隊

長(以下「警察署長等」という。)が関係する警察署長等と協議の上許可をすることができるものとする。

ア 貨物運送業者等の使用する自動車で、運行範囲が2以上の警察署等の管轄に及ぶ場合

イ 通行禁止道路の区間が連続して2以上の警察署等の管轄に及ぶ場合

(3) 申請書を受理した警察署長等は、\*通行許可申請処理簿(様式第1号。以下「申請処理簿」という。)にその旨を記載するとともに、当該申請書に受付印を押し受理番号を付するものとする。

### 3 添付書類

細則第4条の3第2項第3号に規定する警察署長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、審査する上で必要があると認めるときは、申請者に当該書類の提出を求めるものとする。

- (1) \*通行禁止道路通行区間一覧表(様式第2号。以下「通行区間一覧表」という。)
- (2) 許可を受けようとする者が細則第4条の3第1項に規定する事情に該当することを疎明する書類
- (3) 当該申請に係る車両を運転する者の運転免許証の写し
- (4) 申請者と当該申請に係る車両の関連を明らかにする書類又はその写し
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、許可が必要である事由が記載された書類その他警察署長等が特に必要があると認める書類

### 4 許可申請の審査

申請を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、不備な点は適切な指導を行って是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で、許可の適否を判断しなければならない。

- (1) 一方通行規制及び車両通行禁止等の交通規制に関連する指定方向外進行禁止規制以外の指定方向外進行禁止規制は、許可を受ける以外に他の手段をとることができないと認められる等やむを得ない場合を除き許可しないものとする。
- (2) 申請の内容が、第2に規定する許可の対象に該当すること。
- (3) 申請者は、1に規定する許可申請者に該当すること。
- (4) 申請書等に必要な事項が記載されていること。

### 5 許可の申請区分及び許可証の交付等

(1) 新規許可申請の場合

ア 新規に申請書の提出を受けたときは、第3の1から4までに規定する手続により受理するものとする。

イ 許可証は、申請書の通行禁止道路通行許可証欄に必要な事項を記載するとともに、警察署長等の職印を押印して作成すること。

ウ 通行区間一覧表の提出を受けた場合は、申請書の通行する道路区間の欄に「別紙一覧表のとおり」と記載し、通行区間一覧表を許可証に契印の上添付すること。

エ 許可証の交付に際しては、申請処理簿に交付の年月日等を記載し、処理の経過を明らかにすること。

## (2) 更新許可申請の場合

ア 更新期間(有効期限の1月前から有効期限の日までとする。)中における既に交付している許可証(以下「既交付許可証」という。)に係る更新申請の場合は、新規の申請時に提出を求めた添付書類の内容を確認し、当該添付書類以外の書類を添付する必要がないと認めるときは、その添付を省略することができるものとし、申請書に既交付許可証の写しを添付して受理するものとする。この場合、既交付許可証の表面に「更新手続中」と朱書し、更新手続中であることを明示するものとする。

なお、当該許可証は、当該許可証記載の運転の期間満了の日から1月を経過するまでの間有効なものとする。

イ 運転の期間を経過した後の申請は、新規の申請の場合と同様とする。

## (3) 再交付申請の場合

ア 再交付に係る申請書の提出を受けたときは、申請書左上部に「再交付」と朱書するとともに、やむを得ない理由の欄に再交付理由を記載し、既交付許可証の提出を求めるものとする。この場合、通行区間一覧表以外の書類の添付は不要である。

イ 再交付に係る許可証は、既交付許可証と同一のものを作成し、その左上部に「再交付」と朱書の上交付すること。

ウ 申請書とともに提出を受けた書類は、既交付許可証に係る申請書の末尾に添付し保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し経過を明らかにしておくこと。

## (4) 記載事項変更届の場合

ア \*通行許可証記載事項変更届出書(様式第3号。以下「記載事項変更届出書」という。)の提出を受けたときは、既交付許可証の提出を求めるものとする。ただし、変更内容が当該許可証に係る申請時の内容と実質的に異なる場合は、新規の許可申請を求めること。

イ 記載事項の変更は、提出を受けた許可証の変更箇所横線2条を引き、その箇所を明白に示し、その行の上部に変更内容を記載する。この場合、変更箇所には警察署長等の職印を押印の上交付すること。

ウ 記載事項変更届出書とともに提出を受けた書類は、当該許可証に係る申請書の末尾に添付し保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し経過を明らかにしておくこと。

## 第4 許可の条件

### 1 条件の付与

許可に当たっては、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合は、次に掲げる事項に留意の上必要な条件を付すること。

- (1) 付すべき条件は、必要最小限度にとどめ申請者に過重な負担を強いるものでないこと。
- (2) 交通の障害を除去するため、個々の行為に応じた具体的内容とすること。
- (3) 交通上の目的以外の条件は付さないこと。
- (4) 条件例

ア 屈曲部、交差点、幅員狭小箇所又は歩行者が頻繁に通行する道路を通行する際は、徐行すること。

イ 屈曲部、交差点、幅員狭小箇所又はトンネルを通行する際は、交通の安全を確認するための誘導措置(誘導車又は誘導員による誘導)をとること。

### 2 条件の変更

- (1) 交通状況の変化等により、新たに条件を付する必要があるとき又は既に付している条件を変更する必要があるときは、当該許可の申請者に対して\*通行許可条件変更通知書(様式第4号)を交付すること。
- (2) 条件変更をした場合は、当該許可に係る申請書の末尾に条件変更通知書の写しを添付し保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し経過を明らかにしておくこと。

## 第5 許可の期間及び件数に関する取扱い

### 1 許可する通行の期間

許可する通行の期間は、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため、必要最小限度にとどめるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貨物の積卸し、工事等一時的な用務は、必要な日時を限って許可するものとする。
- (2) 定期的に通るしななければならないやむを得ない事情のある用務は、最長3年とする。

### 2 許可の件数

許可は、通行する車両ごとに、1区間1件とする。ただし、定期的に通るしななければならないやむを得ない事情のあるものは、通行する車両ごとに、通行の時間帯、区間、用件先等を記載した通行区間一覧表を添付することにより、一括して許可することとする。

## 第6 取扱い上の留意事項

### 1 交付に際しての留意事項

許可証の交付に際しては、次に掲げる事項を説明し、その適正な使用を徹底すること。

- (1) 許可証は、当該車両の前面ガラスの外部からの見やすい箇所に掲出しなければならないこと。
- (2) 通行区間一覧表が添付されている許可は、通行区間一覧表を許可証とともに掲出しなければならないこと。
- (3) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (4) 許可に付された条件を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (5) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
- (6) 許可証裏面の記載内容を遵守すること。
- (7) 許可証を受けた理由がなくなったとき又は許可証の通行の期間が経過したときは、許可証の交付を受けた警察署長等に速やかに当該許可証を返納すること。

## 2 審査の迅速化等

### (1) 標準処理期間

申請書の受理から、審査を経て許可証交付までの標準処理期間は、3日(土・日曜日及び祝祭日を除く)とする。

### (2) 遠隔地からの申請対応

引越しその他特別な事情により申請者が遠隔地に所在する場合等においては、事前相談への的確な対応等により、審査の迅速化を図るように配慮すること。

## 3 許可証返納後の措置

許可証の返納を受けた警察署長等は、当該許可に係る申請書に添付し保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し経過を明らかにしておくこと。

## 第7 申請を不許可とする場合の取扱い

### 1 通行許可申請審査結果報告書の作成

審査の結果、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑の観点から許可することができない場合は、不許可とし、不許可理由を明らかにした\*通行許可申請審査結果報告書(様式第5号。以下「審査結果報告書」という。)を作成すること。

### 2 通行許可申請審査結果通知書の交付

警察署長等は、\*通行許可申請審査結果通知書(様式第6号。以下「審査結果通知書」という。)を作成し、申請者に交付すること。この場合において、申請書の末尾に審査結果報告書及び審査結果通知書の写しを添付し保管するとともに、申請処理簿の備考欄に「不許可」と記載しておくこと。

## 第8 身体の障害のある者を輸送する車両に対する取扱い

### 1 許可申請者

次に掲げる事項のいずれにも該当する場合において、許可を申請することができる。

- (1) 令第6条第2号の規定による身体の障害のある者を、通行禁止道路を通行して輸送すべき相当の事情があること。

(2) 申請者が事前に使用する車両を特定することができないやむを得ない理由があること。

## 2 許可証の交付

許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

## 3 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し次に掲げる事項について指導すること。

### (1) 許可証番号等の通知

申請者がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、申請者が利用する前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合も想定されることから、依頼する際は、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が申請者が利用する前後に警察官に停止を求められた場合に、申請者の氏名及び許可証番号を回答することができるよう申請者の氏名その他必要な事項を事前に通知すること。

### (2) 許可条件の通知

申請者は、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示しその条件を通知すること。

### (3) 許可証の掲出

申請者は、タクシー等に乗車する際は、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

### (4) 申請書の記載の例

ア 番号票に表示されている番号登録番号の欄

〇〇〇〇(身体の障害のある者の氏名)が乗車する車両

イ やむを得ない理由の欄

身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行

## 4 関係課への周知

本取扱いについて、関係課への周知を徹底し、通行禁止道路における取締りにおいて齟齬のないようにすること。

## 第9 関係警察署長等との協議及び通知

### 1 協議

通行しようとする場所が2以上の警察署等の管轄に及ぶ許可申請を受理した警察署長等は、当該申請の審査及び付すべき条件について関係警察署長等と協議し、調整を図ること。この場合、申請書及び許可証の余白に、「関係警察署長と協議済み」等朱書し、申請書を受理した警察署長等が許可証を交付するものとする。

### 2 通知

協議済みの許可は、当該許可証の写しをもって関係警察署長等に通知すること。

## 第10 報告等

- 1 許可申請が次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して交通部長に報告し、指示を受けた後措置すること。
  - (1) 不許可にするとき。
  - (2) 特異な行為の許可申請で、許可の適否に疑義のあるとき。
- 2 警察署長等は、1月から6月までの期間及び7月から12月までの期間ごとの通行許可取扱状況を\*通行許可取扱状況報告書(様式第7号)によりそれぞれの期間の終了した日から15日以内に交通規制課長に報告すること。

なお、報告に当たっては警察署長等の決裁を必要とするが、警察署にあっては、特異な取扱いがある場合を除いて交通課長(交通第一課長を含む。)の専決により報告することができるものとする。

## 第11 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
通行禁止道路通行許可申請書	受理した所属	5年
通行許可申請処理簿	作成した所属	5年
通行許可記載事項変更届出書	受理した所属	5年
通行許可条件変更通知書	交付した所属	5年
通行許可申請審査結果報告書	作成した所属	5年
通行許可申請審査結果通知書	交付した所属	5年
通行許可取扱状況報告書	交通規制課	5年